

## 第12回 佐賀県スポーツ推進審議会

資料2

「審議事項」

- スポーツ団体への補助金について P 1 ~ P 3

## 審 議 事 項

## 【審議会 開催の趣旨】

スポーツ基本法により「県がスポーツ団体に補助金を交付する場合には、スポーツ推進審議会の意見を聴かなければならない」と規定されています。  
これは、社会教育法において「県はスポーツ団体に対し、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない」と規定されているため、それに抵触しないか、第三者機関(審議会)の意見を聴くものです。

## ○ 県からスポーツ団体への補助金について

交付先	事業名	事業概要	補助額(千円)				増減理由や補足等
			令和6年度 当初予算①	令和6年度 2月補正	令和7年度 当初予算②	増減額 (②-①)	
(公財) 佐賀県 スポーツ協会	県スポーツ協会 運営費補助	○本県スポーツの振興を図るため、(公財)佐賀県スポーツ協会に対して運営費を補助。  【対象経費】 事務局費及び一般事業費(未普及競技育成・活動費助成、県民スポーツ振興費等)並びに各種大会(県スポーツ少年団大会)開催費補助。	72,635	△ 4,573	69,846	△ 2,789	(増減理由) 職員2名減に伴う、事務局費の減  (補足) 国民スポーツ大会の選手団結成、各競技団体の取りまとめなどを同協会が取り扱う。
	県スポーツ協会 運営費補助(持ち 回り大会開催等 関連)	○本県スポーツの振興を図るため、(公財)佐賀県スポーツ協会に対して運営費を補助。  【対象経費】 職員の人件費補助。	0		15,677	15,677	(増減理由) 佐賀県で持ち回り大会が開催される等、臨時で人員が必要なため新規で追加
	スポーツメンター 等活動事業費	○安定した競技力を維持し、本県のスポーツの更なる発展を推進するため、スポーツメンター等の人件費を補助。  【対象経費】 スポーツメンター等の人件費及び消耗品費補助。	0		133,984	133,984	(増減理由) スポーツメンター等の人件費の新規要求に伴う追加

交付先	事業名	事業概要	補助額(千円)				増減理由や補足等
			令和6年度 当初予算①	令和6年度 2月補正	令和7年度 当初予算②	増減額 (②-①)	
(公財) 佐賀県 スポーツ協会	国民スポーツ 大会派遣費補助	○国民スポーツ大会へ佐賀県選手団を派遣するため、 派遣に要する経費に対する補助。  【対象経費】 選手、監督、帯同コーチ、帯同トレーナー及び本部役員 の派遣に要する経費(交通費、宿泊費、大会参加料、登 録料等)並びに競技用機材等輸送費(ヨット、カヌー、馬 術、ボート)。	149,096	△ 47,764	131,617	△ 17,479	(増減理由) 他県開催により出場選手が減のため ・R6年度:佐賀県、岡山県、秋田県 ・R7年度:滋賀県、青森県
	国民スポーツ大会 九州ブロック大会 派遣費補助	○国民スポーツ大会九州ブロック大会へ佐賀県選手団 を派遣するため、派遣に要する経費に対する補助。  【対象経費】 選手、監督、帯同コーチ、帯同トレーナー及び本部役員 の派遣に要する経費(交通費、宿泊費、大会参加料、登 録料等)並びに競技用機材等輸送費(カヌー、馬術、 ボート)。	1,082	△ 421	64,421	63,339	(増減理由) 本大会が他県開催となり、前期・後期への派遣が必要になった ため増 ・R6年度:本大会(佐賀県開催)へ予選無し出場のため、夏 季・秋季(前期・後期)への派遣無し ・R7年度:長崎県、鹿児島県、福岡県
	SSP競技伴走 育成交付金	○一流指導者の招聘や栄養学・医科学などの専門サ ポートの活用、高校生アスリート用住宅の確保等により 競技力向上、人材育成の取組への補助。  【対象経費】 講師謝金・旅費、選手派遣旅費、宿舍賃借料等。	116,058	△ 15,848	96,171	△ 19,887	(増減理由) ・対象経費を中高生の育成に係る経費のみに見直しを行ったこ とによる減

交付先	事業名	事業概要	補助額(千円)				増減理由や補足等
			令和6年度 当初予算①	令和6年度 2月補正	令和7年度 当初予算②	増減額 (②-①)	
(一社) 佐賀県 パラスポーツ 協会	パラスポーツの 環境づくり事業	○県内のパラスポーツの推進を図るため、(一社)佐賀 県パラスポーツ協会に対して運営費を補助。  【対象経費】 職員の人件費及び事務費。	11,704	0	18,980	7,276	(増減理由) 県委託事業における人件費2名分を、令和7年度から協会運営 費補助に変更したことによる人件費の増。
	SSP競技伴走 育成交付金	○一流指導者からの指導や、栄養学・医科学などの専 門サポートの活用への補助。  【対象経費】 講師謝金・旅費、選手派遣旅費等。	2,900	0	3,500	600	(増減理由) ・一流指導者の招聘回数の増による講師謝金等の増